



令和 8 年度  
西原町職員採用候補者試験案内  
( 技術職・保健師職・理学療法士職 )

【受付期間】令和 8 年 7 月 13 日 (月) ~ 7 月 26 日 (日)

【第一次試験】書類選考

【第二次試験】個別面接

## 1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種 (試験区分)	採用予定 人 員	職 務 内 容
技術職 (土木、建築、電気、 機械、上下水道)	若干名	町長部局、教育委員会等において、土木等の各職 種に関する業務及び行政事務に従事します。
技術職 (職務経験者)		
保健師職	若干名	町長部局、教育委員会等において、保健師に関す る業務及び行政事務に従事します。
保健師職 (職務経験者)		
理学療法士職 (職務経験者)	若干名	町長部局、教育委員会等において、理学療法士に 関する業務及び行政事務に従事します。

※採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。  
試験の結果、合格者がいない場合もあります。

## 2 受験資格

(1) 各職種の受験資格は次の通りです。

No	職 種 (試験区分)	受験資格
1	技術職 (土木、建築、電 気、機械、上下水道)	①昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者 (令和 9 年 3 月卒業見込み含む) 又はこれと同等の学力を有すると認め られる者 ③下記の【A】又は【B】に該当する者 【A】下記のいずれかの学科を履修した者 土木系、建築系、機械系、電気系学科、理工系学科、 農業土木系学科、その他技術系に関するものと認められる

		<p>学科</p> <p>【B】 下記のいずれかの免許・資格保持者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士又は技術士補</li> <li>・測量士又は測量士補</li> <li>・土木施工管理技士 2 級以上</li> <li>・建築施工管理技士 2 級以上</li> <li>・R C C M（廃棄物を除く）</li> <li>・建築士 2 級以上</li> <li>・電気工事施工管理技士 2 級以上</li> <li>・管工事施工管理技士 2 級以上</li> <li>・電気工事士（第 1 種・第 2 種）</li> <li>・電気主任技術者（第 1 種・第 2 種・第 3 種）</li> </ul>
2	技術職（職務経験者）	<p>①昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者</p> <p>②学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者。</p> <p>③民間企業、行政機関等において土木、建築、電気、機械、上下水道に係る職務経験が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日までのうち通算 3 年以上ある者</p> <p>※育児休業、退職等で休んでいた期間は含みません。</p> <p>ただし、産前産後休暇期間は含みます。</p>
3	保健師職	<p>①平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者</p> <p>②学校教育法による高等学校以上を卒業した者（令和 9 年 3 月卒業見込み含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者</p> <p>③保健師の免許を有する者（令和 9 年 3 月末までに取得見込みの者を含む。）</p>
4	保健師職（職務経験者）	<p>①昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者</p> <p>②令和 8 年 4 月 1 日において、保健師の免許を有する者</p> <p>③民間企業、行政機関等において保健師に係る職務経験が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日までのうち通算 3 年以上ある者</p> <p>※育児休業、退職等で休んでいた期間は含みません。</p> <p>ただし、産前産後休暇期間は含みます。</p>
5	理学療法士職（職務経験者）	<p>①昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者</p> <p>②令和 8 年 4 月 1 日において、理学療法士の免許を有する者</p> <p>③民間企業、行政機関等において理学療法士に係る職務経験が平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日までのうち通算 3 年以上ある者</p> <p>※育児休業、退職等で休んでいた期間は含みません。</p> <p>ただし、産前産後休暇期間は含みます。</p>

(2) 住所要件

沖縄県内の市町村に住民登録がある者又は住民登録をしたことがある者

(3) 次のいずれかに該当するものは、受験できません。

○日本の国籍を有しない者

○地方公務員法第16条に該当する者

ア. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 受験手続

#### 【受付期間】

令和8年7月13日(月) 13時00分 ~ 令和8年7月26日(日) 23時59分

**※インターネットによる申込のみです※**

○西原町ホームページ内の申込み専用サイトリンクにアクセスしてください。

No	職種(試験区分)	QRコード及びURL
1	技術職(土木、建築、電気、機械、上下水道)	 <a href="https://logoform.jp/form/MwkH/1686097">https://logoform.jp/form/MwkH/1686097</a>
2	技術職(職務経験者)	
3	保健師職	
4	保健師職(職務経験者)	
5	理学療法士職(職務経験者)	

#### 【留意事項】

① インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となります。

② 受験申込は一人1回限りとなります。

③ 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。

④ 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。

※その他、添付が必要な書類

- ・学歴が分かるもの (例) 最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し
  - ・資格や免許が分かるもの (例) 免許証の写し、資格の合格証書の写し等
- ⑤ 予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。
- ⑥ 原則、一度提出した申込書の修正はできません。(申し込みの際は、必ずご確認ください。)
- ⑦ 受付期間中にシステムの保守・点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

## 4 試験の方法及び内容

試験は第一次及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について実施します。

(1) 日時等

職 種 (試験区分)	第一次試験	第二次試験
		令和8年8月28日(金)
技術職(土木、建築、電気、機械、上下水道)	<b>【全職種共通】</b> ○書類選考 ・アピールシート	<b>【全職種共通】</b> ○個別面接
技術職(職務経験者)		
保健師職		
保健師職(職務経験者)		
理学療法士職(職務経験者)		

※第一次試験の書類選考に必要なアピールシートについては、応募申し込みの際、一緒にインターネットにて入力が必要となります。

## 5 合格発表

合格者について西原町役場敷地内告示板に掲示及びホームページに掲載するほか、合格者に通知を行います。

一次試験合格発表：令和8年8月 4日(火) 予定

二次試験合格発表：令和8年9月14日(月) 予定

## 6 合格から採用まで

- (1) 二次試験合格者は、採用候補者名簿に登載されます。登載は採用を約束するものではありません。名簿の有効期限は、名簿登載の日から1年間です。
- (2) 採用者は、名簿登載者の中から決定されます。
- (3) 原則、令和9年4月1日付の採用を予定しています。ただし、同日より前に採用されることもあります。
- (4) 令和9年3月31日までに各要件が満たない場合には、合格を取り消します。
- (5) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こ

ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、職種によっては、最終合格後、任命権者による採用手続の過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認しますので、ご承知おきください。(「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。)

## 7 給与・勤務条件等

(1) 採用時における給料額は、おおむね次のとおりです。

※職務経験年数等に応じて一定の基準で加算調整が行われます。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されるほか、期末勤勉手当が支給されます。

表 基本給の金額

職種	学歴区分	新卒程度 19歳～23歳	職務経験 5年程度 24歳～28歳	職務経験 10年程度 29歳～33歳	職務経験 15年程度 34歳～38歳	職務経験 20年程度 39歳～43歳
技術職 保健師職 理学療法士職	大学卒程度	232,000円	256,900円	287,200円	310,500円	356,400円
	短大卒程度	211,600円	240,900円	266,100円	296,900円	320,600円
	高校卒程度	200,300円	230,400円	256,900円	287,200円	310,500円

(2) 勤務時間等について

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分(1日7時間45分)の週5日勤務で、土・日曜日及び祝日は休みです。休暇には、年次有給休暇(1年に20日)のほか、各種休暇等が付与されます。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)支援制度として、育児休業制度等があります。

(3) 条件付採用について

地方公務員法の規定により、採用後6か月間は条件付採用となります。この間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

### 『注意事項』

○災害等により、試験の日時、試験方法等を変更する場合があります。

○新型コロナウイルス、インフルエンザ等に罹患している方又は37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日は受験できません。なお、これを理由とした試験の再実施は予定しておりません。

問い合わせ先

西原町役場 総務部総務課 職員係

TEL : 098-945-5011 (3203)